別表第十六（第十八条関係）（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

（第　一　面）

第　　号

写真

身分証明書
所属局部課名
職名及び氏名
生年月日

上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。

交付年月日
有効期間
国土交通大臣
地方整備局長　　印
北海道開発局長

（第　二　面）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第57条の3　国土交通大臣は、測量業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、測量業を営む者について、その業務、財産若しくは測量実施の状況につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。